

型式の区分

電気靴磨き機

要素	区分
(A) 定格電圧	(1) 125V以下のもの
	(2) 125Vを超えるもの
(B) 定格消費電力（電気掃除機及びその他の吸じん機の場合に限る。）	(1) 800W以下のもの
	(2) 800Wを超えるもの
(C) 電動機の種類	(1) 単相誘導電動機のもの
	(2) 整流子電動機のもの
	(3) 3相誘導電動機のもの
	(4) その他のもの
(D) 使用場所（電気靴磨き機の場合を除く。）	(1) 屋外のもの
	(2) 屋内のもの
(E) 電源電線と器体との接続の方式	(1) 直付けのもの
	(2) 接続器利用のもの
(F) 電線巻取機構	(1) あるもの
	(2) ないもの
(G) 二重絶縁	(1) 施してあるもの
	(2) 施していないもの

備考：該当する要素記号及び区分番号に 印を付して下さい。

JET91106-1/1-(end)